

【サービス利用料金表】

令和元年10月1日～

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)せいざん荘

I. 介護保険基準サービス

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と、食事・居室に係わる自己負担額の合計をお支払いいただきます。

(日額)

	算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	従来型個室	559円	627円	697円	765円	832円
	多床室	559円	627円	697円	765円	832円
2.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階	300円				
	第2段階	390円				
	第3段階	650円				
	上記以外の方	1,392円				
3.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額第1段階	(従来型個室)	320円	(多床室)	0円	
	第2段階	(従来型個室)	420円	(多床室)	370円	
	第3段階	(従来型個室)	820円	(多床室)	370円	
	上記以外の方	(従来型個室)	1,171円	(多床室)	855円	
4.自己負担合計(1+2+3) 従来型個室利用の方	利用者負担額第1段階	1,179円	1,247円	1,317円	1,385円	1,452円
	第2段階	1,369円	1,437円	1,507円	1,575円	1,642円
	第3段階	2,029円	2,097円	2,167円	2,235円	2,302円
	上記以外の方	3,122円	3,190円	3,260円	3,328円	3,395円
5.自己負担合計(1+2+3) 多床室利用の方	利用者負担額第1段階	859円	927円	997円	1,065円	1,132円
	第2段階	1,319円	1,387円	1,457円	1,525円	1,592円
	第3段階	1,579円	1,647円	1,717円	1,785円	1,852円
	上記以外の方	2,806円	2,874円	2,944円	3,012円	3,079円

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。

2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が、市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方」の料金となります。

※平成27年8月より第1～第3段階の方でも、(1)配偶者が市区町村民税を課税されている方、(2)預貯金等の金額が①配偶者がいる方～合計2,000万円②配偶者がいない方～1,000万円を超える場合は、表の「上記以外の方」の料金となります。

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

○日常生活継続支援加算(36円)が加算されます。

36円

(要介護度の高い利用者又は認知症日常生活自立度の高い利用者の割合が多く、また介護福祉士を一定割合以上配置しています。)

○夜勤職員配置加算(13円)が加算されます。

13円

(夜勤時間帯に勤務する介護・看護職員を、基準を上回って配置しています。)

○看護体制加算(4円)が加算されます。4円  
(常勤の看護師を1名以上配置しています。)

○福祉施設栄養マネジメント加算(14円)が加算されます。14円  
(管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い栄養管理をおこなっています。)

○介護職員処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算額を加えた額に  
加算率8.3%を乗じた金額)が加算されます。円  
(介護職員の処遇改善のために加算されます。)

○介護職員等特定処遇改善加算(サービス利用に係る自己負担額に各種加算額を加え  
た額に加算率2.3%を乗じた金額)が加算されます。円  
(経験・技能のある職員に重点化を図りながら、さらなる処遇改善のために加算されます。)

△初期加算(30円)が入所から30日間加算されます。  
※入所日から30日間、または1ヶ月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

△外泊時費用(246円:ただし月6日間限度)が算定されることがあります。  
※外泊や入院された場合で、施設に在所していない日であっても、外泊又は入院の翌日から  
6日間は外泊時費用246円が自己負担となります。

△福祉施設個別機能訓練加算(12円)が加算される場合があります。  
※常勤・専従の機能訓練指導員を配置し、計画的に機能訓練をおこなった場合に加算されます。

△サービス提供体制強化加算(12円)が加算される場合があります。  
(日常生活継続支援加算が算定出来ない場合に限り。介護福祉士を一定割合以上配置しています。)

△看取り介護加算(144円~1,280円:死亡日以前30日限度)が加算される場合があります。  
※医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者または家族の  
同意を得て、「看取り介護の指針」に基づく見取り介護計画書を作成し、看取り介護を受けた場合に  
加算されます。

△福祉施設再入所時栄養連携加算(400円/月1回)が加算される場合があります。  
※利用者が医療機関に入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該  
医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理の調整を行った場合に加算されます。

△福祉施設低栄養リスク改善加算(300円/月、6ヶ月間射ない)が加算される場合があります。  
※低栄養の高い利用者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための会議と計画を  
作成し、計画に基づき、食事の観察、栄養状態・嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行った場合  
に加算されます。

△療養食加算(18円)が加算される場合があります。  
※疾患治療の直接手段として療養食を提供する食事せんが主治医より発行され、療養食の提供を  
行った場合に加算されます。

◎上記の料金について、利用料段階第1段階~第3段階の方については介護保険の1割負担分の  
ひと月の合計が高額介護サービス費の対象となります。  
利用料段階第1段階と第2段階の方は、介護保険の1割負担分のひと月の合計が15,000円、  
第3段階の方は24,600円、世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方は37,200円が  
自己負担限度額となります。

## II. その他の費用

日常生活費は徴収いたしません。

下記の費用については、ご本人、ご家族の意向を確認の上、サービス提供とは関係のない実費として、  
預かり金より別途支払い代行いたします。

内 容	金 額	備 考
・理容代	1回1,500円	・施設預かりの通帳より支払い代行 いたします。 (利用者が現金を管理している場合、 利用者支払いとなる場合もあります。)
・レクリエーションに係る費用の一部 (ドライブ外出等による見学施設等の入場料や外食費用等)	実費	
・インフルエンザ予防接種	実費	
・嗜好品(お菓子、ヤクルト、たばこ、お酒等)	実費	
・衣料品(肌着、パジャマ、くつした等)	実費	
・日用品(歯ブラシ、ポリデント、ティッシュ等)	実費	
・医療費(外来受診費、薬剤費、入院費)	実費	

○利用者名義のひまわり信金庫通帳を作成し、預かり金管理をさせていただきます。

○介護保険基準サービス費のお支払いは、①事務所窓口での支払い②銀行振り込み③郵便局通帳より  
自動引き落としの方法があります。詳しくは事務所までおたずねください。